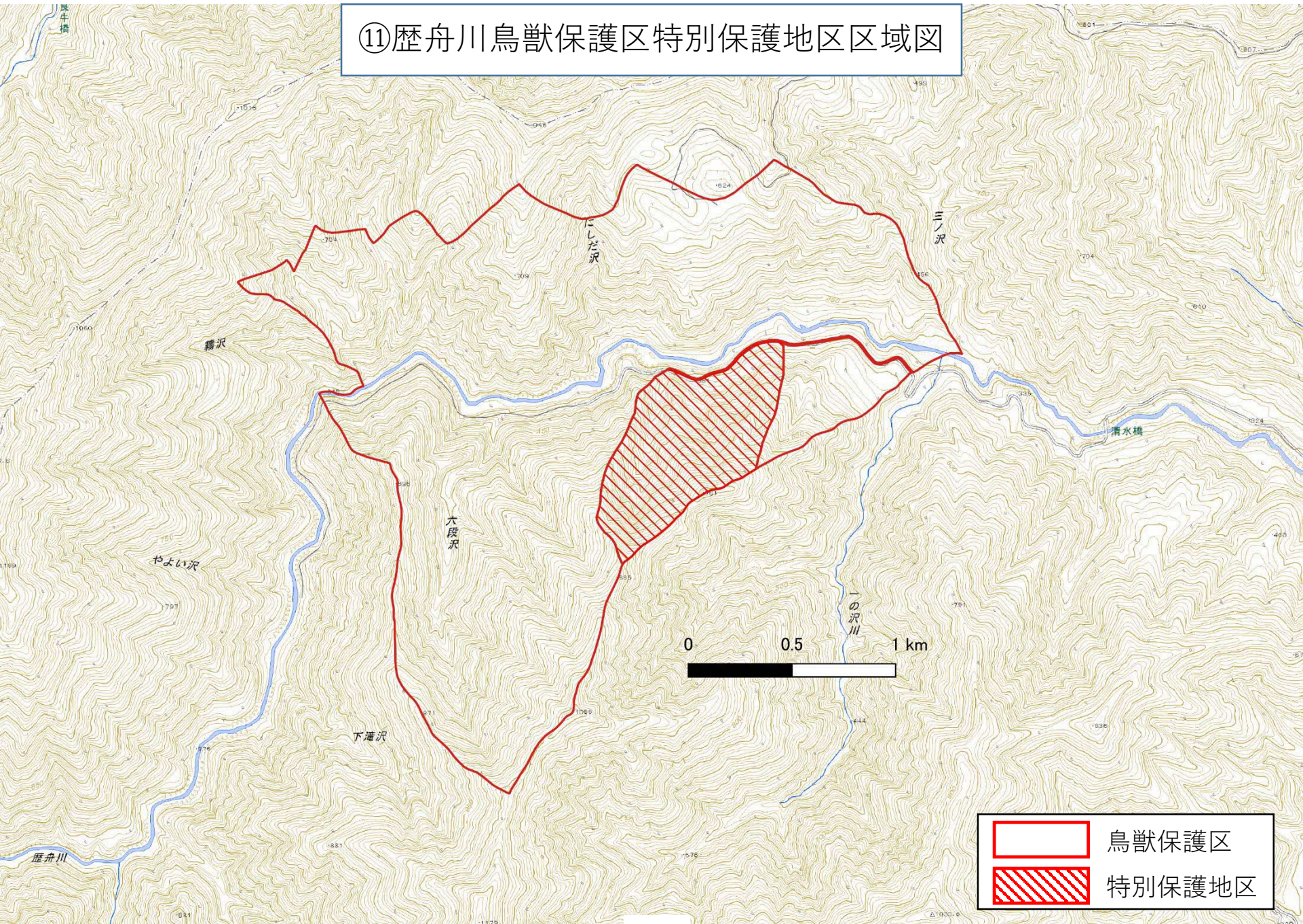


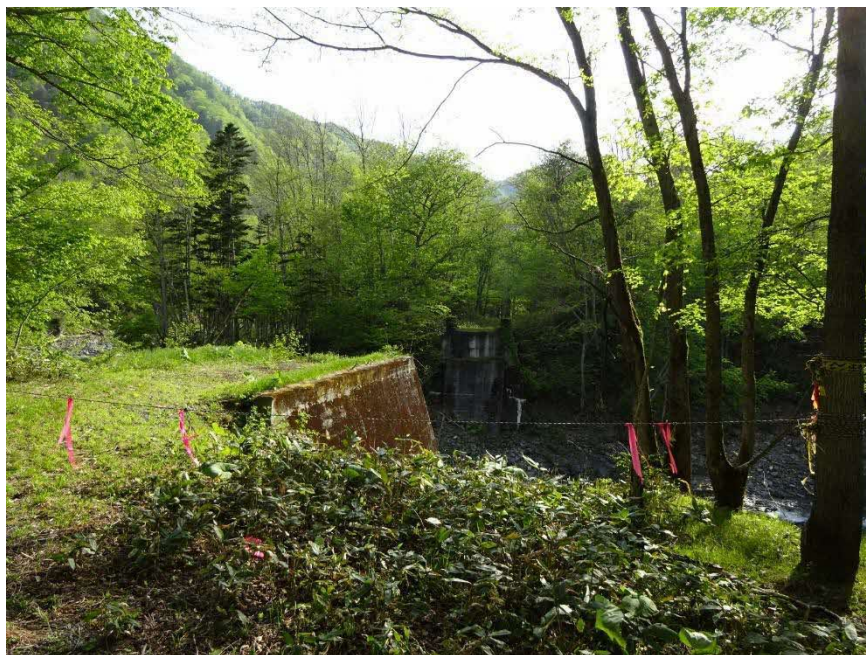
# ⑪ 歴舟川鳥獣保護区特別保護地区区域図



	鳥獣保護区
	特別保護地区



# 歴舟川鳥獣保護区 (特別保護地区)



アクセス林道の橋崩落のため、区域から約5km離れた地点から区域方面を望む

道指定歴舟川鳥獣保護区  
歴舟川特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 5 年（2023 年） 7 月 4 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

歴舟川鳥獣保護区歴舟川特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署2031林班に小班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町を貫流する歴舟川の上流部に位置している森林で、全域が国有林であり、急峻な山地で、中央部を歴舟川が東西に貫流し、沢が多く、複雑な地形を形成している。

針葉樹を主体とした針広混交樹林であり、林相の変化に富み、良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年(1983年)に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施することなどにより、鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 52ha

### 内訳

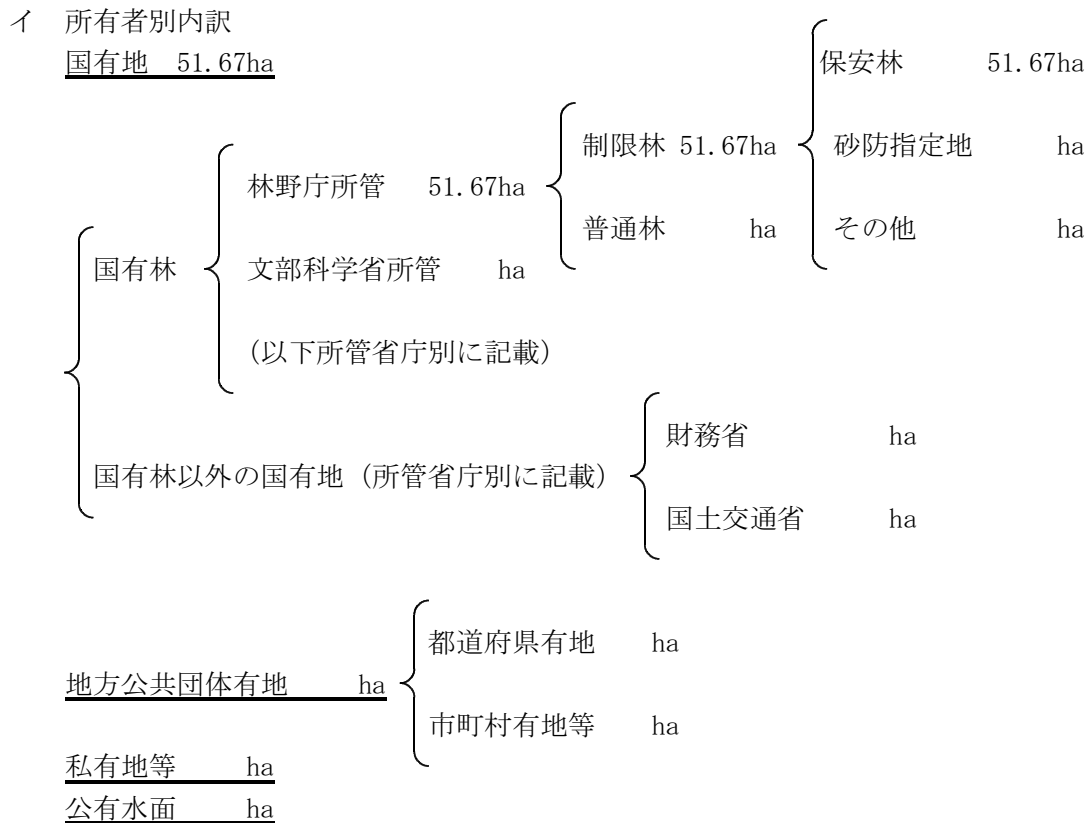
#### ア 形態別内訳

林野 51.67ha

農耕地 ha

水面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 (指定地域等の名称)	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	51.67	水源涵養保安林	51.67

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、大樹町市街地から北西約30kmに位置する、同町を貫流する歴舟川の上流部に位置している森林で、全域が国有林である。

イ 地形、地質等

急峻な山地で、歴舟川沿いの北向き斜面に位置する。

ウ 植生の概要

針葉樹を主体とした針広混交樹林であり、林相の変化に富む。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R2年度	R3年度	R4年度	

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 5本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）